

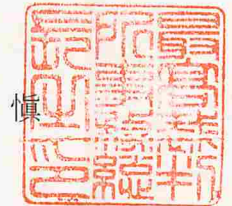
最高裁秘書第1193号

令和3年4月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

早期退職への応募を考えている裁判官から応募等の手続に関する問い合わせがあった場合の受け答えに使用している、人事局任用課実施係のマニュアルその他の文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和2年10月20日付け（同月22日受付）

2 答申番号

令和2年度（最情）答申第57号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）